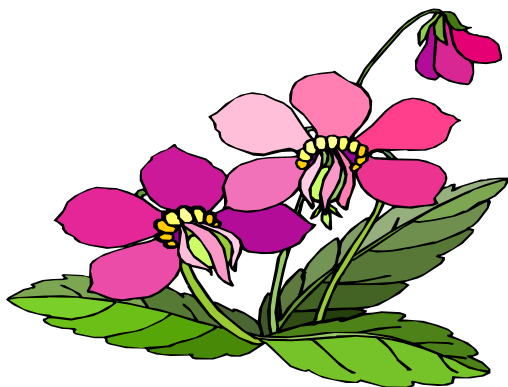


バナナ通信

春号



発行日：平成23年5月17日

発行：沖縄県NPOプラザ

(県庁4階県民生活課内)

電話：098-866-2187

FAX：098-866-2789

E-mail :aa024007@pref.okinawa.lg.jp
(県民生活課代表)

〈今月の contents〉

P2~P5 新しい公共支援事業が始まります！

経緯・仕組み・支援対象者・事業内容・期待される効果

第1回 運営委員会の開催

「新しい公共」を育てるための緊急アンケート実施報告

P6 県からのお知らせ～事業報告書等～

P7~P8 助成金情報

県内のNPO法人数……479

法人設立認証中の団体…8

(5月 17日 現在)

平成 23 年度「新しい公共支援事業」が始まります。

「新しい公共」は、従来は官が独占してきた領域を「公（おおやけ）」に開いたり、官だけでは実施できなかった領域を官民協働で担ったりするなど、市民、NPO、企業等が公的な財やサービスの提供に関わっていくという考え方です。NPO 等の新しい公共の担い手が活動するための基盤を整え、協働の力で地域課題へ対応することが求められる昨今、新しい公共支援事業が創設され、併せてNPO 活動を支えるために寄附税制が改正されることになりました。

「新しい公共」がめざす社会は、国民の多様なニーズにきめ細かく応えるサービスが、市民、NPO、企業等によりムダのない形で提供され、一人ひとりの居場所と出番があり、人に役立つ幸せを大切にする社会です。



経緯

平成 22 年 6 月、国民が選択する社会の構築に向けて、NPO 等の新しい公共の担い手が企業と連携し、政府は資金提供や活動基盤の面から一体的に支援するという、「新しい公共」宣言が円卓会議でとりまとめられました。

これらを受けて、平成 22 年 10 月 8 日に閣議決定された「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において、『「新しい公共」の自立的な発展の促進のための環境整備』を進めることとされ、平成 22 年 11 月に成立した補正予算により、予算額 87.5 億円の事業として、新しい公共支援事業が措置されました。

平成 22 年度補正予算として、87.5 億円が各都道府県に交付金として配分され、基金が造成されました。沖縄県の交付額は 1.49 億円となっています。各都道府県では、この基金を用いて、NPO等の新しい公共の担い手の活動基盤整備や寄附募集支援などの事業を実施するとともに、NPO等が行政等との協働により取り組む具体的な活動を支援します。※事業の実施期間は 2 年間で、平成 25 年 3 月 31 日までとなります。

 支援対象者 

支援の対象は、特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織(いわゆる「NPO等」)であって、自発的、主体的に「新しい公共」の趣旨に合致する活動を行う組織、団体等としています。

※また、上記の組織・団体等の複数が構成メンバーとなり、連携、協働して形成する一の組織・団体等についても対象としています。

 事業内容 

① NPO等の活動基盤整備のための支援事業

・NPO等の各種活動基盤を整備し、透明性や健全性の確保を促進することを目的とする事業です。たとえば、財務諸表の作成のための講習会の開催や、組織・人材等のデータベースの整備と情報提供などを想定しています。

② 寄附募集支援事業

・支援対象者の寄附募集活動の効果を高めたり、寄附者とのネットワークの形成を促したりすること等により、寄附募集を推進することを目的とする事業です。たとえば、ファンドレイザー(寄附の推進役)等の専門家の派遣による個別指導や、寄附金募集についての地元企業等への説明会の開催などを想定しています。

③ 融資利用の円滑化のための支援事業

・支援対象者の融資利用における能力を向上させることにより、金融機関等からの融資利用の円滑化を推進することを目的とする事業です。たとえば、講習会の開催等により、NPO等の融資申請にかかるスキルアップ等を行ったり、NPO等から申請のあった事業案件について、金融機関関係者、中小企業診断士等の専門家による個別指導等を行ったりすることなどを想定しています。

④ つなぎ融資への利子補給事業

・国および地方公共団体における概算払い(前金払いを含む)による委託費の支払いを普及するとともに、支援対象者が国または地方公共団体から受託した業務の実施に際して委託費が精算払いのため、金融機関等のつなぎ融資を利用する場合に、当該融資にかかる利子に相当する金額を支給することにより、支援対象者の負担を軽減する事業です。

⑤ 新しい公共の場づくりのためのモデル事業

・多様な担い手が協働して自らの地域の課題解決に当たる仕組み(マルチステークホルダー・プロセス)の下、NPO等、地域公共団体および企業等が協働する取り組みを試行する事業です。地域からの提言をもとに、NPO等と都道府県・市区町村が連携して、地域の諸課題の解決に向けた先進的な取り組みを実施します。

期待される効果

本事業のプロセス及びその結果により、NPO等が寄附や融資を受けやすい環境が整備されるとともに、ボランティアネットワークや情報提供などの活動基盤整備が進み、NPO等の活動の自立・定着にもつながります。モデル事業は、サービスやコスト等の改善効果や、他事業への波及効果も期待でき、地域の課題解決、価値創造につながる「新しい公共」が目指す社会に向けて更なる発展が期待できます。

第1回運営委員会の開催

沖縄県では、平成23年5月24日に、第1回「新しい公共支援事業」運営委員会を開催します。運営委員会は、事業計画の検討、県の委託等を受ける団体・組織の選定、NPO等の支援対象者やモデル事業の選定に当たり、審査、案件の選考を行います。また、運営委員は、地域の多様な関係者の意見を踏まえるため、広域な分野から高い職見を有し、公平・中立的な立場から運営委員会の審議に貢献できる者で構成されています。

運営委員会の役割

- ① 支援事業に関する基本方針、事業計画、成果目標の検討
- ② 県が委託する事業における団体・組織からの提案の選定
- ③ NPO等の支援対象者及び支援対象者が実施する事業の選定
- ④ モデル事業の選定
- ⑤ 各事業の進行状況の把握と評価
- ⑥ 支援事業の効果を高めるための検討及び指導・助言等
- ⑦ 支援事業に関する国への要請及び国からの要請等への対応
- ⑧ 事業等の選定基準の検討
- ⑨ その他

「新しい公共」を育てるための緊急アンケートが実施されました。

「新しい公共支援事業」に取り組むにあたり、NPO の抱えている問題を把握し、それを事業に展開することを目的に“新しい公共”を育てるための緊急アンケート”が、おきなわ市民活動支援会議により実施されました。

沖縄県内を基盤に活動する、市民公益活動団体、特定非営利活動法人、任意団体（法人格はない）、社会福祉法人、社団法人（一般、公益）、財団法人（一般、公益）を対象とした、109団体からの回答がありました。（調査期間：平成 23 年 2 月 5 日～2 月 28 日まで）

各団体の現状ならびに継続的に活動していくうえで、強化したい項目などについて調査されています。自由記述なども丁寧に記載されていますので参考にしてください。なお、調査結果は、以下の機関・団体のHPに 5 月下旬頃掲載予定です。

- ・(特活)まちなか研究所わくわく
- ・(社福)沖縄県社会福祉協議会 沖縄県ボランティア・市民活動支援センター
- ・(特活)沖縄NGOセンター
- ・(財)沖縄県公衆衛生協会 気候アクションセンターおきなわ
- ・公益財団法人みらいファンド沖縄

お知らせ

沖縄県では、平成 23 年度より事業報告書等を順次ホームページで公開していく予定です。

県からのお知らせ～事業報告書等～

P.6

事業年度を4月1日～翌年3月31日までの1年間とする法人が多いこともあり、今回は「事業年度終了後の主な手続き」について確認していただきたいと思います。

(1) 事業報告書等の提出（提出先：所轄庁三県）

・NPO法第29条第1項の規定に基づき、下記の書類を所轄庁に（県）に提出しなければなりません。

○事業報告書

○財産目録

※2部ずつの提出になります。

○貸借対照表

○収支計算書

※監査報告書→法律上の義務ではありませんが、事業報告書等の信頼性がより高まるため、提出をオススメしています。

○前事業年度の役員名簿

○社員のうち10人以上の者の名簿

（法人の設立及び管理・運営の手引き 平成22年11月版のP.61～P.77参照）

★前事業年度に定款に変更があった場合は、下記の書類の提出も必要となるためお忘れなくご用意ください。★

①記載事項に変更があった定款（前事業年度において定款の記載事項を変更した場合）

②定款の変更に係る認証に関する書類の写し（前事業年度において定款の変更の認証を受けた場合）

③定款の変更に係る登記に関する書類の写し（登記事項以外の定款変更の場合は不要）

定款の変更事項	定款	認証書の写し	登記簿の写し
法人名称、目的、活動の種類、事業	必要	必要	必要
事務所の所在地	必要	不要	必要
上記以外の定款に記載された事項	必要	必要	不要
他のNPO法人との合併	必要	必要	必要

※提出は、事業年度終了後3ヶ月以内に行います。（NPO法施行条例第7条）

※過去3年度分の事業報告書等の事務所への備置きが法により義務づけられています。

（NPO法第28条第1項）

(2) 「資産の総額」の変更登記（届出先：法務局）

・資産の総額に変更を生じたときは、事業年度末日現在により、事業年度終了後2ヶ月以内に変更登記を行います。（組合等登記令第3条第3項）

(3) 税務関係の各種届出（届出先：税務署、県税事務所、各市町村税務課）

・法人住民税均等割の納付・免税申請（4月）や収益事業を行う場合の確定申告等の手続きが毎年必要です。

※県への事業報告書等の提出は3ヶ月以内ですが、確定申告を考慮すると、2ヶ月以内に決算書類等をまとめる必要があります。

(4) 労働保険・社会保険等の各種届出（届出先：労働基準監督署等）

・有給職員がいる場合などは、毎年更新の申告・納付（4月～5月）や定時決定の届出（7月）等が必要です。

変更した場合に必要な届出について

(1) 役員変更等届出書～役員が変更（新任、再任、任期満了、死亡、解任、住所の異動、改姓、改名など）した場合、2週間以内に法務局で変更登記が必要です。

★再任の場合でも、役員変更登記及び役員変更等届出書の提出が必要です！

（法人の設立及び管理・運営の手引き 平成22年11月版のP.78～P.81参照）

(2) 定款変更届出書（軽微な変更）～事務所所在地の変更、資産に関する事項、公告の方法の場合に提出が必要です。但し、事務所所在地の変更に関しては、登記事項になるため、法務局での所在地変更登記を2週間以内に行い、県に定款変更届出書及び事務所所在地変更後の定款を2部提出になります。

・資産に関する事項、公告の方法の変更については、登記事項ではないため、定款変更届出書のみを県へ提出します。

（法人の設立及び管理・運営の手引き 平成22年11月版のP.91～P.92参照）

助成金情報

現在募集中の助成金情報です（対象団体にNPO法人を含む）。NPOプラザのホームページでも随時更新中！
プラザHPには情報盛りだくさんです。リンクも貼っていますので検索の手間が省けます♪

福島原発震災を受けての緊急助成

締め切り

2011年5月9日(月)～5月25日(水) 当日消印有効

対象活動

助成の対象は、①福島原発事故に関わる情報収集、分析、記録、発信(とりわけ海外への発信)など、②福島原発事故をふまえた、今後の社会再構築やエネルギー政策に関わる調査研究。応募資格に特に制限はなく、一般の市民や市民グループも対象となる。

問い合わせ

認定NPO法人 高木仁三郎市民科学基金事務局
TEL: 03-3358-7064 FAX: 03-3358-7064
<http://www.takagifund.org>

東日本大震災に関わる助成

締め切り

2011年5月末日郵送による必着

対象活動

東日本大震災の高齢被災者または障がい被災者を受け入れ、またはその者の居宅において、その者に係る福祉に関する活動を行うために必要な費用または機器、機材、備品等を整備するための事業・費用。助成対象団体としては、①東日本大震災の被災地に拠点を置く、地域福祉活動を目的とするボランティアグループおよび社会福祉法人等、②東日本大震災の被災地での活動を実施(計画)している福祉活動を目的とするボランティアグループ等。

問い合わせ

公益財団法人 太陽生命厚生財団事務局
TEL: 03-3272-6268
http://www.taiyolife-zaidan.or.jp/promotion_recruitment/index.html

平成23年度ニッセイ財団高齢社会助成

締め切り

先駆的的事业助成: 2011年3月11日(金)～5月31日(火)

実践的研究助成: 2011年3月11日(金)～6月15日(水)

対象活動

先駆的的事业助成: 高齢社会における地域福祉、まちづくりを目指す地域を基盤とした先駆的的事业等で、社会福祉法人、財団法人、社団法人、NPO法人を原則とする。
実践的研究助成: 高齢社会における地域福祉、まちづくりを探求する実践的研究等で、代表研究者は、研究助成金の管理及び報告事務等を含めて研究計画の推進に責任をもちうる人。

問い合わせ

日本生命財団 高齢社会助成事務局
TEL: 06-6204-4013
http://www.nihonseimei-zaidan.or.jp/kourei/02_gaiyo.html

第23回(2011年度)地域福祉を支援する「わかば基金」

締め切り

2011年4月1日(金)～5月31日(火) 必着

対象活動

地域に根ざした福祉活動を展開しているグループでNPO法人も対象となる。支援対象としては、

①支援金贈呈の部: 地域で活発な福祉活動をすすめ、この支援金でより活動の輪を広げたいグループ

②リサイクルパソコンの部: パソコンを利用して、すでに地域で活発な福祉活動に取り組み、台数を増やすことで、より高齢者や障害のある人に役立ち、活動の充実を図れるグループ。

問い合わせ

平成23年度(第37回)社会福祉助成金

締め切り

2011年4月15日(金)～5月31日(火) 当日消印有効

対象活動

日本国内にける社会福祉事業(福祉施設の運営、福祉活動など)を行う民間の団体が企画する事業案件で、①申込者(実施主体)は原則として非営利の法人であること、②明確な目的を持ち、実施主体、内容、期間が明らかであること、③助成決定(本年度10月末決定のため、11月)から1年以内に実施が完了する予定のものであること、④一般的な経費不足の補填でないこと、⑤申込案件に、国や地方公共団体の公的補助が見込めないこと、また他の民間機関からの助成と重複しないこと、が条件となる。

問い合わせ

社会福祉法人 丸紅基金
TEL: 03-3282-7591/7592 FAX: 03-3282-9541

文化財保護活動への助成

締め切り

2011年6月1日(水)～6月末日必着

対象活動

国、又は都道府県、市町村の指定文化財並びに歴史遺産、及びそれに準じる芸術・学術的に価値のある文化財並びに歴史遺産が対象で、史跡・考古資料等の歴史遺産の保存・修復・公開活用、これらの環境保全等に関わる事業や活動。非営利法人またはそれに準じる任意団体に助成する。

問い合わせ

公益財団法人 朝日新聞文化財団
TEL: 03-5568-8816 FAX: 03-3571-4032
<http://asahizaidan.or.jp/grant/grant02.html>

三井物産環境基金 東日本大震災復興助成**締め切り**

第1回締め切り 2011年5月31日(火)
 第2回締め切り 2011年6月30日(木)
 第3回締め切り 2011年7月29日(金) 締切日必着

対象活動**<助成対象団体>**

活動助成: 日本国内に拠点をもつNPO法人、公益法人、特例民法法人、大学で活動実績が3年以上の団体。
 研究助成: 日本国内に拠点をもつ大学、公的研究機関、NPO法人、公益法人、特例民法法人及び上記の協働グループで研究実績が3年以上の団体。
 東日本大震災の被災により発生した環境問題の改善・解決、及び被災した地域における地球環境に配慮した持続可能な社会の復興・再生を行う活動で、下記対象分野に関わるもの。複数団体及び大学とNPO等との連携を重視。営利目的の環境ビジネスは対象外。自己資金不要。「研究助成」では「学際・総合／政策研究」及び「問題解決型研究」であることが必須。

<対象分野>

①地球気候変動問題 ②資産資源の保護・食料確保 ③表土の保全・森林の保護 ④エネルギー問題 ⑤水資源の保全 ⑥生物多様性及び生態系の保全 ⑦持続可能な社会の構築

問合わせ

三井物産株式会社環境・社会貢献部三井物産環境基金事務局
 活動助成 TEL 03-6705-6156

平成23年度「グッジョブ！」アイデア県民公募**締め切り**

2011年4月21日(木)～2011年6月6日(月)まで

募集内容等

みんなでグッジョブ運動推進本部では、わたしたち県民みんなが働くことに生きがいを感じられるような「働く夢」が広がる社会づくりを目指して、平成19年度からみんなでグッジョブ運動を展開しています。今回、みんなでグッジョブ運動では、一層の県民参加を高めることを目的に、県民の皆様へ向けて、「みんなでグッジョブ！」の輪を広げる取り組みについてのユニークなアイデアを募集します。

募集するアイデア(取り組み)は次のとおり。また、提案者自らが実施するという取り組みについては、5万円～100万円の補助を行う。

- ①あなたが考える、みんなでグッジョブ運動や働くことすばらしさを、もっと県民みんなに広めるための取り組み
- ②あなたが考える、沖縄県の産業・雇用拡大につながる取り組み
- ③あなたが考える、その他、「グッジョブ！」と思われる取り組み

※併せて「平成23年度みんなでグッジョブ運動スローガン」も公募しています。

問合わせ

沖縄県商工労働部雇用政策課雇用創出戦略スタッフ
 TEL 098-866-2324 FAX 098-866-2355
<http://www.goodjob-okinawa.info/page/891.html>

赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」助成事業**締め切り**

第2次応募期間 2011年5月9日(月)～6月10日(金)

対象活動

被災地をはじめ全国で、東日本大震災で被災された方がたへの救援・支援活動を現に行うボランティアグループ、NPO法人、社会福祉法人、学校法人、公益法人等であって、救援・支援活動の実態があり第三者から活動の実態が裏付けられること、その活動・事業から生じる利益を構成員に配分しないこと、任意のボランティアグループや団体等の場合5名以上で構成されている団体であること。

支援対象としては、①東日本大震災で被災された方がたを支援するボランティア活動等全般、②被災地における活動だけではなく、全国の被災者の避難先、原子力発電所事故に伴う住民の避難先における活動、③2011年3月11日以降の活動とする。

問合わせ

社会福祉法人 中央共同募金会企画広報部(助成金担当)

